

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから第2回福岡県子ども審議会子ども福祉福祉委員会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、福岡県福祉労働部子ども福祉課の古賀と申します。よろしくお願いいたします。

本日は御多用の中、委員会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、オンラインでの出席を含め12名の委員の皆様、またアドバイザーの湯浅様にオンラインで御出席いただいております。

なお、大谷委員、宗委員は所用により欠席となっておりますが、資料中出席となっております、石橋委員も急遽欠席となりましたので、申し添えます。

本日の調査事項は、「福岡県子ども計画について」及び「こどもの意見聴取について」を予定しております。皆様からの忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。

なお、本日はいただきました御意見につきましては、11月1日に開催する「第2回福岡県子ども審議会」で御報告させていただく予定としております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

はじめに安部委員長から御挨拶をお願いしたいと思います。

それでは安部委員長、よろしくお願いいたします。

(安部委員長)

皆さん、10月になってもまだまだ暑い日が続いております。お忙しい中御参加いただきましてありがとうございました。それと中村さんと湯浅さん、遠方からWebで御参加いただきましてありがとうございました。

では早速、色んな審議事項がありますので、これから始めたいと思います。事務局よろしくお願いいたします。

(司会)

安部委員長ありがとうございます。

それでは本日の調査事項に移ります。ここからは安部委員長に進行をお願いしたいと存じます。安部委員長よろしくお願いいたします。

(安部委員長)

それでは、次第の「(1)福岡県子ども計画について」ということで資料1～4までありますが、ここから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(子ども未来課)

はい、子ども未来課長の太田でございます。

次第3の「(1)福岡県子ども計画について」でございます。資料1「基本的な考え方と基本方向、施策体系(案)」をご覧ください。

第1回の子ども審議会及び各専門委員会で委員の皆様からいただきました意見を受けまして、何点か資料に反映を行っております。その点について御説明いたします。

基本的な考え方、基本方向(案)についてでございます。まず「子ども計画が目指す福岡県の姿」といたしまして、「全ての子どもが夢や希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としております。

「目指す福岡県の姿」について考え方を御説明させていただきます。

まず基本的な考え方は変わっておりません。前回の説明と繰り返しになりますが、こ

の計画の目指す姿のベースは、本県のマスタープランである「総合計画」を踏まえたものとしてと考えております。総合計画が目標として掲げております、「誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らせる福岡県」をベースといたしまして、本県のこども施策のマスタープランとなります。「こども計画」においても同様に、「たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指そうとするものでございます。

また、こちらでも前回御説明した内容となりますけれども、こども計画を作成するにあたり勘案すべき「こども大綱」が目指す社会として、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に、幸福な生活を送ることができる社会」ということを踏まえまして、目指す姿の主語を「全てのこどもが」としてしております。

7月（第1回）の資料からの変更点について御説明いたします。7月の資料では、「全てのこどもが未来に希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」としておりました。今回「未来に希望を持ち」を、「夢や希望を持ち」に修正しております。修正部分につきましては、7月のこども福祉専門委員会におきまして、こどもの「未来」よりも、「今」に寄り添う姿勢が打ち出せるといいとか、あと明るい未来はわかりやすいが「「今」がいい時間であって欲しい」というこどもたちがいるという意見をいただきました。「今」を生きるこどもたち、特に困難を抱えざるをえない状況に置かれているこどもにとって、まだ描けない「未来」に「希望」まで持たなければいけないといった印象を与えてしまう可能性があるということから、「未来」という単語は用いないことといたしました。

変更後の「夢や希望を持ち」という部分でございますけれども、仮に今困難な状況であるこどもが、「夢」や「希望」を持つことができない状況だとしても、その特性とか支援ニーズに応じて、きめ細かく支援することを通じまして、そのこどもが「夢」や「希望」を持ち、笑顔で暮らしていけるように目指していくことは、私ども行政としても大変重要だと考えておりますので、これを目指す姿としたものでございます。

次に、「こども・若者」の表現を「こども」に統一し、こども計画では基本的な用語として「こども」を使用することとしたいと考えております。

この理由でございますが、「こども大綱」では青年期の全体が対象になることを明確にする場合に「若者」というのを使っておるんですけれども、こども基本法の第2条第1項の規定におきまして、前回でもちょっと質問等ございましたけれども、「こども」を年齢で定義せず、「心身の発達の過程にある者」とされておりますので、本計画ではわかりやすく「こども」を用いることとしております。

また、表記は原則としてひらがなの「こども」を用いますけれども、児童福祉法における「児童（18歳未満の者）」など、こども基本法以外の法令の定義に基づく場合や、事業名での固有名詞等において、異なる表記表現を用いる場合が出てくると思っております。

次に「4 施策体系（案）」でございます。

「Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障」の取組事項といたしまして、「1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進」「2 こどもの意見表明とその尊重」としております。7月の資料におきまして、取組事項については1と2を総括的に表現した「こども・若者を権利の主体として尊重」のみを中項目としておりましたけれども、この部分につきましては、本体審議会や各専門委員会におきまして、もう少し具体的な表現を、との意見がございまして、中項目で具体的に表現することといたしております。

次に、「Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人材の育成」の取り組み事項（中項目）でございますけれども、「1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療等の確保」としてしております。ここで「等」が入っておるんですけれども、今回後程御説明いたします、中項目にぶら下がる具体的な施策・事業を検討する過程におきまして、このライフステージにおける福祉分野の施策等も、この中項目に位置づけることといたしました。

たので、保健・医療に限定しない意味で「等」を追加しております。

「Ⅱ－２ 幼児期までの育ちの保障、幼児教育保育の充実」でございますけれども、意見の中で、幼児期まででいいのかとかいった意見があったりとか、また県においてこの柱の部分の施策の照会等を行いましたけれども、現時点では、直接的な事業が挙がってきておりませんので、中項目での「幼児期までの育ちの保障」は一旦削除しております。

次に、「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもの支援」の中項目でございますけれども、「１ 児童虐待の防止と社会的養護の推進」を１つの柱としておりましたけれども、「１ 児童虐待の防止」と「２ 社会的養護の充実」の２つに分割しております。これは「こども大綱」に合わせる形で１つの中項目としておりましたけれども、行政分野として大変広く、多くの施策がぶら下がる中項目となりますので分割することといたしました。

また「Ⅲ－７」として「いじめ・自殺対策」としておりましたけれども、この部分につきましては、こども大綱や、県のこれまでの計画で用いてきた表現と合わせる形で今回の「Ⅲ－７」として表現を修正いたしました。「自殺対策」は中項目には出てきませんが、小項目の中で記載をいたします。

また、「Ⅲ－７ ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援」としております。この部分につきましては、本体審議会及び各専門委員会におきまして、いただいたご意見をもとに、中項目として表現したものでございます。

次に、「Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援」の取り組み事項といたしまして、「５ 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり」としております。７月の資料におきましては、取組事項として、「共働き・共育ての推進、男性の家事、子育ての参加の促進」としておりましたけれども、この部分につきましては、審議会専門委員会におきましてですね、次のような御意見をいただきました。「男性は、家事・子育ての当事者であるため、「参加」はおかしい。」、「「共育て」のところに夫婦でやるという意味が含まれているのであれば、その後の「男性の家事・子育て」は省いても構わないのではないか。」「「共働き・共育て」の表現は、専業主婦（主夫）の場合や、ひとり親など、１人で子育てをしていただいている方が疎外感を感じるのではないか。」といった、何とか検討できないだろうかというような御意見がございました。こうした御意見を踏まえまして、記載のとおりこの表現としたものでございます。

「６ 地域、家庭でこどもを育む環境づくり」は、「家庭、地域」となっていたんですけれども「こども大綱」の順番に並び替えたものでございます。

資料１につきましてはですね、以上でございます。

（安部委員長）

まず、資料１に限っての議論をしていきたいと思えます。

まず１番最初のところで、「すべてのこどもが夢や希望をもち」と変更されていますが、中村さん、前回ちょっとここに違和感があるというふうに言われたような気がしましたが、この修正いかがですか。

（中村委員）

他の委員の方にもおっしゃっていただいていたかなと思いますが、「夢」と「希望」に違和感があると言ったのは私だけではないと思うのですが、ただ「（こどもは）今を生きている」という御意見を聞いていただいて、「未来」というのを外していただいたということは良いと思えました。

安孫子委員からも前回意見があったかと思いますが、安孫子さんいかがですか。

(安孫子委員)

先ほど御説明があったように、「将来の大人になるためのこども」ということではなくて、「今、こどもが生きている」ということをどう尊重するかという視点で「目指す福岡県の姿」を描いた方がいいのではという意見が複数あがったと思います。その意味では「未来に」という直接的な表現が省かれたことは、その意見に沿ったものだと思いますけれども、「夢」とか「希望」もそうじゃないのか、あるいは「笑顔」っていうその評価が関わるワードはまだ残っている状態なので、ここをどういうふうに「目指す福岡県の姿」っていう形で打ち出すかというのは、まだ検討があってもいいのかなという気はします。

ただ「県が目指す姿」という形で何らか打ち出しをせざるを得ない中で、こういった「夢」「希望」「笑顔」を丸ごと削除して「あるがままに」という話にごっそり入れ替えるだけで良いかというのはなかなか難しいところかなと思います。

重要なのは「夢」「希望」「笑顔」というのが押し付けをしているわけではなくて、そういうことができる基盤を作るという発想で掲げているということがきちんと伝わるかどうかかなと思います。

姿そのものがいけないとか、夢や希望を持っていることがいけないと言っているのではなくて、「夢」や「希望」を持っていないといけないという風に伝わらないかどうかという話が前回の議論も出ていたと思いますので、「基本的な考え方」だとか、全体の施策の中で示しつつ、この「(目指す福岡県の)姿」というのがどういう意味合いなのかということを示せることがむしろ重要かなと思っています。

実際に「こども計画」という形で、文書としてでき上がった時に、「目指す福岡県の姿」というのがどういう意味合いで使われているのかについて、少し説明が加わっているといいのかなと。

その上で、「目指す福岡県の姿」を出すということであれば、「夢」や「希望」が残っているから絶対に駄目だ、というところまでは今の段階で私は思っていないと思います。

(安部委員長)

はい、ありがとうございます。他の皆さんの方で意見とかありませんか。湯浅さん、いかがですか。

(湯浅アドバイザー)

非常に微妙なところかなと思いますが、今安孫子委員のおっしゃったように、この文言そのものをどうしても修正しなきゃいけないということではないのではないかと私自身も感じております。

(安部委員長)

はい、ありがとうございます。事前にちょっとだけ説明を受けましたが、「ちょっと微妙」と思ったので、御意見を伺ったところです。この部分についてはこれで。

あと、「基本的な考え方」で「若者」を削りましたということですけど、確認ですが、この計画における「こども」というのはこうですよみたいな説明は、(計画の)1番最初の方にあるんですか？

(こども未来課)

はい。まだ資料には入れておりませんが、今回の大きな変更点でございますので、計画に記載したいと考えております。

(安部委員長)

それは「こども基本法」に書いてある、年齢で切るのではなくて「心身の発達の過程にある者をいう。」ということでしょうか。

(こども未来課)

その通りです。この計画における使い方について説明をして参りたいと考えております。

(安部委員長)

はい。ありがとうございました。

「基本的方向（4つの柱）」に若干の修正があります。「I すべてのこどもが持つ権利の保障」ということで「こどもを権利の主体として認識し、」という、この文章は新しく入ったんですかね。

(こども未来課)

はい。前回は入れておりませんでした。「基本的な考え方」と「基本方向」をリンクさせるために追加しております。

(安部委員長)

すいません。私からの質問ですけど、この「こどもを権利の主体として認識し、」の主語は、「こども」「大人」「社会」のどれですか。

(こども未来課)

意味合いは「社会」として入れているつもりです。県のこども計画でございますので。この主語については、念のため持ち帰って検討します。確かにここははっきり出ておりませんので。私ども社会ということで、福岡県としてというような認識ですけれども。

(安部委員長)

「4 施策体系（案）」の「取組事項（中項目）」のところ、「1 こどもが権利の主体であること社会全体での理解促進」というのは社会の問題で、「2 こどもの意見表明とその尊重」ということも、尊重するのは社会、大人の責任だと思うんですけど、この計画の中にこどもが主語のものはあるんですかね。

(こども未来課)

ここについては、「こども計画」としてのスタンスになりますので、「こども」が主語のものはないと考えております。

(安部委員長)

ちょっと気になったんですけど安孫子さんいかがですか。

(安孫子委員)

前回配布いただいた資料の中で（「基本的な考え方」に）「こどもを権利の主体として認識し、」という言葉が入っていて、その時はあまり問題意識を持っていなかったですけど、主語がどうというよりは、「こどもが権利の主体」というのは認識をあえてするまでもなく当然の話だと思うので、主語を整理するというより、この文言はあえて入れなくてもいいのではないのかなと思います。

問題は権利を保障するために具体的に何をやるかというところの方が重要なのかなと思いますので、この表記があつたら何か害が有るとは思いませんけど、主語が誰だろうというのが気になると言われれば確かにそうかなという気がするので、主語を明確にして何か打ち出しをする場合にしても、「県」にしても「社会」にしても、どっちで回答するのもやや悩むところもあるかなって気がします。

個人的には「認識する」の主語をこの場で共有をして整理をするよりも、当然のことだからあえて掲げずに削ってしまってもいいのかなと思いました。

(安部委員長)

県の計画だから県の責任として、もしくは県民の責任としてこどもの権利をきちんと理解していきましょうということという説明ですけども、皆さんの方で、ちょっと私が気にし過ぎかなと思ったりもしたんですけど、意見はありませんか。

(小坂委員)

これ、国の「こども大綱」にもこういう表現はありまして、今日配られている資料（こども大綱）の15ページにあるんですけども、「ライフステージを通じた重要事項」ということで、「こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等」という表題がついているんですけど、あえて言えば社会全体で共有する。大人も、こどもも、行政も、こどもに関わる皆さんみんながということだと思います。理解としては社会全体でということ、ここに主語を書くかどうかはどちらでもいいかなという、それが理解されていけばいいのかなと思っています。

(安部委員長)

山本さん何かありますか、何か意見があれば。

(山本委員)

安孫子さんが言ったことに似ているかもしれないですけど、（基本方向の）IVに「子育てに夢を抱き」と書いているんですけど、夢を抱くことが悪くはないけど夢だけではどうにもできないと思います。ただその後の「喜びを持ってこどもを産み育てることができるよう」というのはすごく素敵だなと。そこがちょっと「ん？」となりました。

(安部委員長)

皆さんの方で何か他に質問とか意見とかありませんか。

(中村委員)

「基本方向（4つの柱）」の「I すべてのこどもが持つ権利の保障」と、「4 施策体系（案）」も関係かと思うんですけど、ここに書かれていることって「意見表明」と「最善の利益」ですけど、こどもの権利ってもっと多様で、例えば差別されないこととかあるはずですけど、全体的に「意見表明」に偏っている感じがして気になっています。何かそれは意図されているところなのかな、ということを確認したいです。

(安部委員長)

事務局どうですか。

(こども未来課)

はい。こども未来課でございます。

中項目に沿った御指摘だったかと理解しておりますけれども、基本的には計画には最終的に

具体的な施策がぶら下がり参ります。

今回、現在基本的にあるものと試行している具体的な施策を整理する中で、挙がっている権利の保障関係の施策を整理して中項目として区分しているのがこういう形です。

(安部委員長)

中村さんいかがですか。

(中村委員)

あまりよく理解できてないかもしれないですけど、意見表明という部分に特化して計画を策定しようということですか？

(こども未来課)

意見表明については以前から児童福祉法でも規定がありましたけれども、今回こども基本法が新たに制定されましたことを踏まえています。

先ほど委員のおっしゃられた様々な人権という部分については、この中項目の「その尊重」というところの中で、読み取っていく形になるのかなと私どもは考えているところでございます。

(中村委員)

わかりました。ありがとうございました。

(安部委員長)

確認ですけれども、「(子どもの)権利条約」があるように、こどもの権利はいくつもの権利があるわけですので、その中で特に中項目に上げるとときにこれを挙げたというのが、もし議論があればまた考えていきたいというふうに思います。

それと、「社会全体で～」という、小坂さんの意見も事務局の方で考えていただければというふうに思います。

では、具体的な施策体系の説明になるかと思えます。説明よろしく申し上げます。

(こども未来課)

続きまして資料2と資料3の御説明を行いたいと思えます。

資料2は先ほど申し上げました施策体系(案)でございます。資料3は中項目における現状と課題、施策の方向についてです。この2つがですね、本日特に御議論いただきたい資料となります。

まず資料2をお願いいたします。先ほどの資料1では中項目までの施策体系を見え消しの形で御説明いたしました。資料2の左がその修正を溶け込ませたものでございます。資料2の右側の表を御覧ください。ローマ数字が四つの柱、アラビア数字が中項目、丸数字が小項目となっております。それぞれの中項目の右側には、関係する専門委員会を「●」で示しております。

なお、前回の会議でも申し上げましたけれども、特に議論していただきたい分野につきまして「●」で示しているものでございまして、ついていない分野についても、御意見を妨げるものではございませんので、御意見賜ればと思います。こども福祉専門委員会は青の部分、「福」と書いてあるところでございます。

資料3をお願いいたします。今回初めて小項目を示しますが、小項目の設定の考え方としては、それぞれの中項目ごとに、昨今の社会情勢等、また私どもの行政的な課題認識のもと「現状と課題」をとらえまして、それに対して県がとるべき施策の方向について、主なものを表現

したものでございます。1番右の列には各小項目を記載しております。

資料3の内容につきましては項目が多くございますので、今回はこども福祉専門委員会に関係が深い分野を抜粋して御説明させていただきたいと思っております。

まず、「1 こどもの権利が主体であることの社会全体での理解促進」でございます。こちらについては新しい項目でございますので現状と課題を読み上げさせていただきます。「現状と課題」としましては、「こどもの権利条約を踏まえ「こども大綱」で示された、こどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、県民に対し、こどもが権利主体であることの理解を促進していくことが必要」としております。「施策の方向」としましては、「こどもが権利の主体であることの理解促進に向けた広報・啓発の推進」、「こどもの育ちに携わるおとなやこども自らが、こどもの権利について学ぶための取組を推進」としております。

「2 こどもの意見表明とその尊重」でございます。

「現状と課題」としまして、「こども基本法の制定により、県はこども施策の策定・実施等にあたり、こどもの意見の反映について必要な措置をとることが義務化」されております。また、「児童福祉法改正により、児童相談所等におけるこどもの意見聴取措置が義務化。こどもの権利擁護に係る環境の整備が必要」としております。

「施策の方向」としまして、「こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくりを推進」、「施設入所等のこどもが意見を表明しやすい環境・体制を整備」としてあります。

次のページをお願いいたします。「Ⅱ-9 居場所づくりの推進」でございます。

「現状と課題」としまして、「全てのこどもが、自己肯定感を高め幸せな状態で安全で安心して過ごせるよう多くの居場所（場所、時間、人との関係性すべて）が必要」、「不登校や児童虐待など、様々な困難を抱えるこどもの居場所が必要」、「女性の就労拡大に伴い、放課後児童クラブについて「小1の壁」や待機児童などが課題」となっております。

「施策の方向」としまして、誰1人取り残さずこどもの視点に立った居場所づくりを推進するため、「こどもに必要な居場所の情報の提供」、「学校や家庭に居場所がないこどもが安心して過ごせる居場所など、多様な居場所づくりの推進」、「放課後にこどもが安心して過ごせる居場所づくりの推進」としてあります。

これにかかる小項目としまして、「① 全てのこどもの健やかな成長につながる居場所づくり」、「② 様々なニーズや特性をもつこどもの居場所づくり」としてあります。

「Ⅲ-1 児童虐待の防止」でございます。現状と課題を踏まえた「施策の方向」としまして、「児童虐待からこどもの命と権利を守るため、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護の実施」としてあります。「児童福祉司や児童心理司の計画的増員による児童相談所の体制強化」、「市町村の要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携強化」、「支援が必要な妊産婦に対する産前から産後までの一貫した支援」などです。

これに係る小項目といたしまして、「① 児童相談所の相談体制の強化」、「② 市町村と関係機関との役割分担及び連携の推進」、「③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施」としてあります。

「Ⅲ-2 社会的養護の充実」でございます。まず現状と課題を踏まえた「施策の方向」といたしまして、「こどもの最善の利益を守るため、こどもの意見を十分に勘案し、きめ細かな支援を実施」としてあります。具体的には、「意見表明等支援員の派遣等によるこどもの権利擁護」、「里親・ファミリーホームによる家庭と同様の環境での養育の推進」、「施設等入所から退所後までの一貫した相談支援等による自立支援」としてあります。

これに係る小項目といたしまして、「① こどもの権利擁護の強化」、「② 家庭と同様の環境における養育の推進」、「③ こどもの自立支援の推進」としてあります。

「Ⅲ-3 貧困の状況にある子どもへの支援」についてです。現状と課題を踏まえた「施策の方向」としまして、地域や社会全体での課題を解決し貧困の連鎖を断ち切るため、「子ども本人の進学意欲に応じた、学習支援の実施」、「支援団体と連携した子どもへの食品の提供」、「貧困状態にある子育て世帯の経済基盤の確保のため、保護者の就労自立や生活の下支えのための支援の実施」としています。

これに係る小項目として、「① 子どもの教育に関する支援」、「② 子どもの生活の安定のための支援」、「③ 保護者の就労支援」、「④ 経済的支援」としております。

「Ⅲ-4 ひとり親家庭の支援」でございます。「施策の方向」といたしまして、「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、生活と子育ての支援、就業支援、経済的支援、養育の確保を柱とした総合的な自立支援策の推進」としています。

これに係る小項目として、「① 生活と子育ての支援」、「② 就業支援」、「③ 養育費の確保支援」、「④ 経済的支援」としています。

「Ⅲ-5 障がいのある子どもへの支援」でございます。「施策の方向」といたしまして、「障がいのある子どもと家族に対する、保健・医療・保育・教育等の関係機関と連携した、乳幼児期からの効果的な支援を提供する体制の構築」としております。

これに係る小項目として、「① 障がいのある子どもの育成」、「② 特別支援教育推進体制の整備」としております。

「Ⅲ-6 いじめ、不登校、ひきこもり等に対する取組の推進」でございます。「施策の方向」としまして、不登校、ひきこもりの子どもに対する専門相談、支援の実施、関係機関と連携したいじめの防止、自殺対策の推進としまして、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した不登校の子どもの個々の状況に応じたきめ細かな支援の実施。多様な教育機会の確保による社会的自立への支援の充実」、「「ひきこもり地域支援センター」における本人や家族からの相談対応及び市町村や地域の関係機関と連携した支援のためのネットワークの構築」、「知事部局と教育委員会が連携し、早期の対応、関係機関との連携等により、いじめの防止・解消を推進」、「相談窓口の設置や支援機関との連携により、自殺対策を推進」としております。

これに係る小項目として、「① いじめの防止」、「② 不登校等に対する取組の推進」、「③ ひきこもりに対する取組の推進」、「④ 自殺対策」としております。

「Ⅲ-7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子ども等への支援」でございます。

「施策の方向」として、様々な子どもの状況に応じたきめ細かな支援として、「ヤングケアラーの早期発見から適切な支援につなぐための市町村における学校や関係機関との連携体制の構築」、「学校等での人権教育を通し、多様性に対する理解等を進め、性的マイノリティの子どもへのきめ細かな対応を推進」、「日本語指導を必要とする外国人の子ども等の個々の状況に応じた支援のため、学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援」としています。

これに係る小項目として「① ヤングケアラーへの支援」、「② 性的マイノリティの子どもへの支援」、「③ 外国人の子ども等への支援」となります。

資料3の説明は以上となりますが、限られた紙面ですので、すべてを網羅しているわけではございません。また当然、委員会等でいただいた意見も肉付けとして反映させていただきたいと考えております。実際の計画におきましては、この小項目の下に具体的な施策の方がぶら下がって参ります。

本日は、この小項目まで議論いただくにあたって計画のイメージを資料4として添付させていただいております。表紙の下に第1章、第2章、第3章と添付させていただいております。

本日の素案は、議論の参考のため、また構成のイメージをお伝えさせていただくため配布させていただいておりますが、資料4の中身については説明を行わず、構成の説明に留めさせていただけたらと思っております。また、記載内容は未定のものもでございます。

構成でございますが、第1章には計画の策定の趣旨や、位置付け、計画期間などの基本的な事項を記載いたします。記載内容については、関係各所との調整の上引き続き検討して参ります。

また、8の政策目標につきましては、第3回の専門委員会での主な審議事項となる予定でございます。現在内部での検討を進めております。

第2章には、こどもを取り巻く現状の課題としてグラフや表のデータを掲載しております。本日の素案にはこども計画に一本化する前の3つの計画に掲載していたグラフ等の更新版を掲載しております。この量でいいのかなどを含めて今後精査をして参りたいと考えております。

また、第3章には中項目ごとに「現状と課題」、「施策の方向」を掲載し、小項目ごとに具体的な施策事業を掲載する予定ですが、先ほど申し上げました通り、資料3についていただいた御意見等を踏まえ、さらに検討を進めたうえで3回目の委員会で改めてお示しすることとしております。

具体的な事業の一覧を中項目ごとにつけておりますので、この小項目の柱にどのような事業が掲載されるかについては、こちらの方を見ていただければ、イメージができるかと思っております。

今回、第3章までの御説明をさせていただきましたが、最終形には第4章に「教育・保育の確保策等」が加わります。子ども・子育て支援法におきまして、教育・保育、子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制が計画における必須項目となっておりますので、実施主体である市町村との調整を経た上で、第3回の審議会の専門委員会でお示しすることとなります。

資料2から資料4までの説明は以上でございます。

(安部委員長)

ありがとうございました。

主に資料3を中心に議論できたらと思っておりますが、多岐に渡るので1つずつ行きましょかね、「I すべてのこどもが持つ権利の保障」というところを、資料3に中項目が2つあって、あと「現状と課題」と「政策の方向性」が記載されていますけど。

まず1つ目の項目ですね、「すべてのこどもが持つ権利の保障」というところで中項目として2つ挙がっていて、方向性なんですけど、小項目がないのが何か変というか、具体的な事業としてもここはまだ空欄なんですか。

(こども未来課)

はい。小項目で分けるほどの施策が出てきてないんですけれども、こちらについては資料4の第3章の1ページ目に現時点で考えている施策を挙げております。

まだ検討中でございますけれども、必要があれば小項目として分けていくことも考えていく必要があるかなと考えております。

(安部委員長)

項目重複してもいいですよ、小項目としては。

(こども未来課)

施策一覧の中では重複するケースも出て参ります。

(安部委員長)

社会的養護ではアドボケイターの設置だとか、権利ノートは施策じゃないかもしれませんが、それから児童福祉審議会への意見の申し立てとかがあったりするんですけど、それは事業

ではないからこれには入らないということですか？

(こども福祉課)

こども福祉課でございます。今、安部委員長がおっしゃっていただいた社会的養護のこどもさんに関しての意見聴取の取り組み等につきましては、この「Ⅰ－２」と「Ⅲ－２」に事業として掲載する予定にしております。

そのため「Ⅰ－２」につきましては、小項目としては挙がっていないんですけれども、お手元の資料４「こども計画素案」の第３章の１ページに事業として、「一時保護所や施設等におけるこどもの権利擁護」、「こども意見表明支援センターの運営」、「こどもの権利擁護機関の設置」ということで、再掲という形で、「Ⅲ－２ 社会的養護の充実」のところに書かせていただいて、再掲ということで重なりますが、「Ⅰ－２」にも事業として掲載をさせていただく予定にしております。

小項目がなく、中項目に事業がぶら下がるというようなイメージでございます。

(安部委員長)

はい。ありがとうございました。

社会全体として「こどもの権利擁護」という部分が、事業としてはあんまりないんですかね。

「こどもまんなか社会づくりの推進」だとか、「児童の権利に関する条約啓発事業」とか、「教育の場におけるこどもの権利に関する理解促進」とかっていうことなんですかね。

(こども未来課)

こども未来課所管の部分については、こどもが権利の主体であること、条約の話などについて、県民の方への周知であったり、教育の現場でということを考えておるんですけれども、また資料３の「施策の方向」で「こどもの育ちに携わるおとなや～」と書いておりますけども、ここで学ぶための取り組みを推進ということで、こどもに携わる方々に対するいろんな研修の場面の中で今回の理解促進の取り組みを行っていきたいというふうに考えております。権利擁護の周知ということですよ？

(安部委員長)

広く言えばそうなのかもしれないけど、こどもが権利の主体であるということの理解だとか、アンケートの中にあるだろうと思うんですけど、まだまだ理解は十分でないのではと思うので、それと、具体的に社会的養護ではいくつも制度があるんですけど、例えば社会的養護じゃないこどもたちのアドボケイトというの、何か取り組まなきゃいけないのではないかなと思っているんですけど。

国の方向とすれば、すべてのこどもにアドボケイトがいるんだと。まずは社会的養護のこどもから、保護者がいないということがあったり、進言者がいないということがあったりするので、そこから先に取り組みましょうということなんですけど、でも社会的養護は入口であってそれがゴールではなくて、すべてのこどもの権利擁護が大事で、すべてのこどもの権利を目指した仕組みや取り組みが何か必要なんじゃないかなと思ってるんですけど。

何か他に意見とかありませんか。安孫子さんどうぞ。

(安孫子委員)

今議論が上がっている「１ 全てのこどもが持つ権利の保障」ということで、施策レベルまで見るとこの（資料４の）第３章の１ページに挙がっていると思いますけど、今安部委員長がおっしゃった話は前回も出たと思うんですけど、「こどもの権利の保障」を考えたときに、普及啓発のことだけを言ってるわけではなくて、それを実際に尊重してもらうためにどうい

とができるかっていうことと、尊重されてない場合の相談だったり救済の仕組みがどう整備されてるかということ、それから尊重に関してはその前に、尊重する以前に「困ってます」ということが伝わるような意見表明の機会がどう確保されるかっていう話があるのかなと思うんです。

社会的養護に関しては普及啓発が、例えばこどもの権利ノートとかそういった形で行われて取り組みが進んでいて、かつ今年から児童福祉法の改正で意見聴取が義務化されて、意見表明支援センターというところにアドボケイトが配置されて意見表明の機会もできて、相談、救済が必要であれば、権利擁護機関で返事が返ってくるっていう、普及啓発から、こどもが意見表明して尊重されて、されなかった場合の相談救済の仕組みが、という発想で国の方で仕組みが作られていると思うんですけど、それを社会的養護を受けていないこどもたちに対してどういうふうに考えていくかという、今のこの施策の中で普及啓発だけが書かれていて、そのあとの意見表明をどのように促進していくか、ここはアドボケイトに限らずいろんな御家庭とか、こどもの居場所とか学校とか、医療の現場とか福祉の現場で、その場その場でどうやって意見表明を促していくかということが抜けているのと、且つそこで尊重して受けとめて説明をしたり、何か仕組みを考え直したりという尊重の部分も、施策としては触れられていない状態だと思います。

相談、救済の機能に関しては、県はまだ、県単位でのこどもの権利条例というのはいないですし、救済機関も置かれていないので、それも機関として受けとめる場がないと。

いろんな相談の窓口はあると思うんですけど、こどもの権利という切り口で包括的な相談ができる体制が今のところないので、救済の部分もなくなってしまっているところかなと思っています。

今抜けてる部分に何も手当がないっていうのでは、この「こどもの権利の保障」を掲げた割には、社会的養護を受けてるお子さんってのは数としてはかなり限られているわけですので、県に関わりのあるお子さんみんなを対象に権利を保障するって意味では、抜けてる部分をどういうふうにフォローしていくかっていうのは何か触れられていないとすごくもったいないというか、非常に限定的なものになってしまうかなと思います。

もう1つ足りないところという意味では、施策の1番目（こどもまんなか社会づくりの推進）は政策形成、今お話していたのはこども1人1人の権利をどうやって救済したり守っていくか、保障していくかという話だったと思うんですけど、こどもに関わる話全体、政策形成に関して、こどもが自分でご意見を伝えていく、クラスアドボカシーとか呼んだりしますけれど、この部分に関しては、1番上の「こどもまんなか社会づくりの推進」の中に一部入っていますけど、逆に社会的養護のお子さんに関してはここが抜けている状態ですので、社会的養護を受けているお子さんたちが、今のシステムについてどうやって直接意見を言うのかっていうところは、もう少し方向性が見えてくるといいのかなと思いました。

そのあたりの段階を切り分けて入ってるところ、抜けてるところをもう少し整理して、抜けているところを手当していくという発想が全体として必要なのかなと思いました。

（安部委員長）

安孫子さんの話を聞きながら、具体的事業はないけれども、この5年間で社会的養護以外の在宅家庭でのこどもの意見表明とか権利保障の仕組みを考えますみたいなので言えないんですか。

（こども未来課）

事業にないものは入れることはできないんですけども、今回出しております現状と課題とか施策の方向の中で「5年間で取り組んでいきます」という姿勢を示すことはできます。

先ほど安孫子委員の方から御指摘もございまして、その中で、今、例えばですね、（資料3

のⅠの) 2の○の1つ目のところで、「こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくり～」とざっくり書いておるんですけども、こういった中で、先ほど足りない御指摘をいただいた部分について5年間の中で作っていくというようなことを書いていくということになります。

ただし、事業とか施策がはっきりしていない状態ですぐに盛り込むというのはなかなか厳しいものがございますけれども。

(吉田委員)

話が外れているかもしれませんが、家庭にいるこどもが一時保護でうちに来て、また御家庭に戻っていく、この頃そういうケースがとて増えているような気がするんですね。

そうしたところ、例えば里親家庭では権利擁護とかすごく考えるんですけど、これが1回おうちに帰ったら、なかなかこどもさん自体が権利を主張するという仕組みが抜けていて、行ったり来たりする家庭がこれから増えていくんじゃないかと思っていて、そういったところでどうやってこどもの権利を保障するのかというのが、というところをちょっと書いてもらおうと。社会的養護に来ている間は職員なり里親なりがすごく一生懸命考えるけど、家に帰った途端そこからスポッと抜け落ちていると思うので、そのフォローを学校なり地域社会なりが、支える仕組みみたいなのが何かないかなと私自身思っているんで、そういったところをちょっと入れてもらおうといいんじゃないかなと思います。

(安部委員長)

はい、ありがとうございます。

先ほど安孫子さんが言ったのと同じでそういう仕組みづくりも必要なかなと思いますが、具体的に事業がないとなんか、小項目に書けないのかなとか思ったりするんですけどね。この部分について他に、はいどうぞ、山本さん。

(山本委員)

(資料3の1ページのⅡの) 4の(現状と課題)、「こどもが犯罪等の被害を受けた場合、その後の成長に大きな影響」と、「国では、こどもの関連業務従事者の性犯罪歴等の確認の仕組みを導入」と書いていると思うんですけど、これはこどもがこれから被害に遭わないように、従事者側の(性犯罪歴の)確認だと思うんですけど、最近、私の周りでよく聞くのが、こどもが興味本位で手を出してしまって、こどもが何も知らないまま性犯罪者になってしまう。

でも自覚はないし悪いとは思っていないから何が駄目だったのかわからないというのを聞いて、こどもがいつまでも被害者側というわけではないと思うので、そこも加えていただけたらなと思います。

これは私の偏見かもしれないんですけど、新しい価値感がどんどんできていく中で、道徳の授業って何か答えが決まっているというか、これ言えば間違いないよねという答えが多い気がして。みんな思ってもないだろうに結構そうやって言っているんだろうなって結構感じるんですね。絶対お前そんな思っていないだろうっていうのを、中学の時とか、小学校の時も、高校の時もよく思っていて、これ言っとけば正解だろうっていうのと、実際の本人の中の差別意識みたいなものがいじめに繋がってくるんじゃないかなと思っていて。グローバル社会で海外の人と交流が増えたとしても、日本より海外の方が差別意識だったり異文化に対するアンチやヘイトみたいなものが多いと思うので、何か道徳の授業をジェンダーとかも含めて、文化も含めて変えていくべきなんじゃないか、いろんな視点からものが見られる授業に変えていくべきなんじゃないかなと思っています。

(安部委員長)

ありがとうございました。

(安部委員長)

最初の発言、こどもが被害者だけじゃなくて加害者になるかもしれないっていうのは基本方向のⅡの4の話ですね。差別の言葉、「Ⅲ-7 ヤングケアラー、性的マイノリティー、外国人のこども等への支援」の中にも入るかもしれないんですけども、その差別意識、特に道德教育と学校教育の中で、本当にいじめ問題で、先生受けする正解が見え見えの授業ではない、本当にこどもたち自身が考えられるような授業っていうのは、施策としてこの計画に入るかどうかちょっとわかんないですけど、大事な点だろうというふうに思います。

事務局どうぞ。

(こども未来課)

先ほど御指摘があった部分の後段の方のお話ですけども、体系の中で申し上げますと中項目の2「3 こどもの生きる力の育成」のところで、小項目の「②豊かな心の醸成」、「③人権意識の醸成」といった項目がございます。この中で施策の方向にもございますけれども、「道徳性を養う教育」といった記載がございます。施策としてはここの部分にも関わってくるのかなと。

いじめなどより個別の話になってきますと先ほど委員長おっしゃられたように、個別の項目の話も関わってくるかと思えますし、知事部局のこども担当課であったり、教育委員会の方が関わってくるような形になるかと思えますので、そういった部分の御意見ということで承りたいと思います。

(安部委員長)

施策としてはそれでいいのかもしれないけど、材料をアップデートをしてね、みたいな感じですね。それは施策になるかどうかわかんないですけど、やはり時代がどんどん進んでいて、こどもたちが受ける加害も被害も、今まで想定してなかったような形で起こってきているということもあるので、この計画に乗るかどうかは別としてもちょっと検討していただければと思います。

(資料3の)Ⅰの1と2のところで意見がある方、はいどうぞ。

(稲光委員)

「こどもの意見表明とその尊重」というところなんですけども、小児科医会でも、こどものアドボケイトは我々の仕事だと思っていて、たばこのことや事故予防のことなど、色々なことをしているんですが、「こどもの意見表明と尊重」に関してはまだ、何をしたらいいのかというのを考えているところであります。

施策の方向に記載がある「こどもや保護者の意見をこども施策に反映させる仕組みづくりを推進」について、一般的にはですが、すべてのこどもが関わるのは学校だと思えます。

学校の中でこどもたちが自分の権利とか自分たちが主体的に自分たちの意思で何かを決めていくことができるか、以前ニュースで聞いたことがあります、学校の校則をこどもたちの中で決めてそれを校則に採用するなど、そういったことをやっているところもやってないところもあるんだろうと思えますが、やはり学校でこどもたちが主体的に意見を出して何かができること、部局と教育庁との関係はあるかもしれませんが、でもやはり1番こどもが社会に近いところというのはまずは学校だと思えますので、是非学校で何かできる仕組みを考えていけばいいのかなと思えます。

小児科医として小学校のこどもの診療をしていると、今でも小学校低学年のこどもには、こどもの感受性もあるかもしれないですが、「学校の先生が大声で怒鳴るのが怖くて学校に行けない」と言う人も中にはいるんです。

本当に学校で何が起きているかは私にはわかりませんが、こどもが社会で生活するという意味において、入口になっているので、困ったときに何かするのではなく、自発的に何かができるということができないかなと思います。

こども市議会など、象徴的なことをやっているようなところもありますよね、それはあくまでも「こどもの意見の尊重」を象徴的に見せているだけかもしれませんが、そうではなく学校でそのようなことができれば、それは仕組みとして、恒常的なものとしてこどもの権利、こどもの意見を尊重するということを実現できるんじゃないかなと思います。

(花田委員)

花田と申します。

1番は(資料3のIの2の)「すべてのこどもが持つ権利の保障」のところで、「施設入所等」という切り口が入っていることに違和感があります。

入所してから(の権利の保障)ではなく、こどもたちが生活する場を選ぶこと、社会的養護で生活するのか、家庭で暮らすのか、その権利を含めるためには(2ではなく)1のところになるんじゃないかなと思います。

仕組みづくりであれば、「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」の2に意見表明等支援員の話が出てきています。

うち(の施設)は11市町と子育て短期支援利用事業の契約を結んでるんですけど、ショートステイの子たちも自分たちの今いる生活が普通の暮らしなのか、親の関わりが普通の養育なのかということが自覚できてないお子さんたちが多くて、こども自身が訴えるということを理解できてないからしないということがまずある。理解できて訴えたいと思っても、そのあと自分がどうなるのかその見通しのことが一般のこどもたちに理解されていない、周知されていない。施設での生活がどういうものなのかということも理解しておらず言うこともできない。

そもそも施設にいる子はまだ、自立支援も進学もいろんな意味で権利保障も含めて保障されていると私は理解していて、教育委員もしていますが、地域社会が本当にまずいことになっていて、不登校のこどもたちもウナギ登りで増えているし、これは本当に早く手を打つ必要があると思います。

「こどもが権利の主体であることへの理解促進に向けた”広報啓発”」という甘いことではなく、「教育」というのをしっかりここに入れ込むなど、そういうことがすごく大事じゃないかなと、児童養護施設にいる立場としては感じるところです。

(松崎委員)

資料3の「I 全てのこどもが持つ権利の保障」のところで、何か違和感があるのは、おそらくこの「I 全てのこどもが持つ権利の保障」が、その下の全ての施策の根幹であるということがきちんと明記されておく必要があるのかなと思います。

例えば、再掲という形で、(資料4の第4章の)1ページの「こどもの意見表明とその尊重」というところに再掲で4つの事業が挙げられていますけれども、本来はこちらがあって、それから細かい施策の方に再掲をするというか、考え方の道筋自体が施策ありきになっているので、何となく分断されているような違和感を感じるんですよね。

この「I 全てのこどもが持つ権利の保障」のところで、下の項目など、どういうものに反映させていく必要があるのかと、そういう文言がずっと入っていくと、下の項目と繋がっていくと思います。

でもまだ足りないところがたくさんありますよね、社会的養護のこどもたちの権利のところは1つずつ進んできていますけれども、いわゆる虐待相談のうち98%のおうちに帰ったこどもたちの権利擁護も含めて、いわゆる社会的養育としてのケアがどれだけでできているのかとなると、下の施策はそれも含めてだと思っんですが、そういうところとちゃんと繋がって考えていますっていうかそれと足りないところを、「現状と課題」と「施策の方向」のところ少し入れていくと、何を狙っているのかが、もうちょっと明確になっていくかなと感じました。

(安部委員長)

今までの議論の中で2つ明らかになったのは、社会的養育以外の、すべてのこどもを対象にした計画で、その部分が十分じゃないということが1つ、それから松崎さんの話で、4本柱ですけれども、4本入っているのではなく、他の3つのベースとしてIがある構造だということを明記したほうが良いと思いました。検討してください。

(基本方向の)IIの「9 居場所づくりの推進」について、今回検討して欲しいということですが、居場所づくりというと湯浅さんでしょうという感じですが、湯浅さんこの部分についていかがですか？

(湯浅アドバイザー)

はい。いろいろありますが、事務局に対する質問という形で言うと、今回この5年の計画ということなんですが、中間見直し等のスケジュール感については、何かご予定があるでしょうかと、集約するとその質問になります。

まずこれいろんな計画、合体させなきゃいけないかと思うので、本当ここまで大変な作業だったと思います。御苦労さまです。

その上で、色々書き込んでいるかというところで、先ほどの話もあったように書き込めないなっていうのが、正直なところではないかと思っます。こどもの意見表明にしてもそうですが、全国の自治体悩んでいます。こどもコミッショナーにするのか、オンブズマンにするのか、モニターにするのか、どこまで自治体に対する勧告権を与えるのか。そのあたりはやはり、「こども大綱」ができてまだ1年足らずな中で、自治体さんたちの相場感や覚悟が決まっているかというやはり、首長の覚悟も必要ですから、皆さん悩まれています。そういう中で県の計画にどこまで書けるかというのは、なかなか難しいなというのがいろんな県・市町村と話して感じているところです。

こどもの居場所づくりについても同様のことが言えると思っていまして、(資料3)「施策の方向」を見ると、情報提供のようなものが挙がっていますが、資料4の施策一覧においては、それに関する施策はないと思っんです。ただもう言い出しているときりが無いというか、こどもの居場所についている情報提供についての施策を1個入れれば済むのかって言う話ではないと。

特に居場所づくりは政策化されて本当に日が浅くて、今の今動き始めたところですので、実態把握、情報提供、こどもの居場所づくりのネットワークコーディネート団体の話など、数値目標的なところまで落とし込める記述ができるかという、難しいということはこども家庭庁も認識しているところです。そういうこともあって、調査研究事業を集中的にまわしていこうと話しているわけですが、それが反映できるのは5年後なのかと言うと、それはやっぱりちょっと遅いよねということがあって、もちろん計画に書いていなかったらやらないって話ではないと思っんですが、書いてあった方が強いという意味では書き込める時点で書き込んだ方が良い。

なので中間見直しの時期とタイミングですね、割と重要になると思っていまして、この中間見直しの時期についての、今の時点での予定みたいなものがありましたら教えてもらいたいと

というのが1点です。

あともう1つ大きな点、これは質問というか要望になりますが、いろんな施策が相互に関連してくるとするのは、もう言うまでもないことだと思います。

例えば、資料3のⅡの「5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援」これは直接的には、この専門委員会のマターでないという整理になってはいますが、こういうグローバルで、頑張れる、活躍できるこどもやおとなというのは、必ずしも英語を話せればよいというわけではないと。

外国籍の方と出会っていればよいということではないというのは、散々言われていることでありまして、やっぱり社交性や社会性、そういうのが身につくような環境に、様々置かれているとか、そういう機会があるということが、ゆくゆくはいろんな他者と交流できる人材の育成に繋がっていくんだと、その中にグローバル人材というのも生まれるんだと、こういう文脈になっていくわけです。

そうすると、この話は一見居場所づくりと関係しないように見えてとても関係するみたいな話にもなって、5と9は関連してくるという話になる、こういう話がたくさんあるわけですね。

そういう時に、本文はまだこれからだと思いますけれども、もちろん「色んな部署が連携して」、「協働して」ということは何度か書き込まれるんだと思いますが、なんかそれを担保するような仕組み、例えばこの専門委員会を定期的に走らせる中で、あえてその相互乗り入れみたいなところに注目してチェックしていくみたいな機能を持たせるというのもあるかもしれないし、県の中でそうした横断的な協議会を、第三者的な民間の人も入れてやっていくというやり方もあるかもしれませんが、とにかく相互に関連していることについて、部局ごとで「うちの担当はここまでで、他は知らない」とならないような連携・協働の仕組みを何かしらビルトインしておいていただけると、時々そういう話が思い出せるということになるのではと思うので、何か仕組みとして、最終版のこの計画の中には1つ書き込まれているといいなと思います。これは要望です。ということで、1点目が中間見直しについての質問、2点目が連携・協働を担保する仕組みづくりについての要望です。

(安部委員長)

事務局お願いします。

(こども未来課)

はい、こども未来課でございます。1点目のお話の中で中間見直しの予定について御質問いただきました。結論から申し上げますと現在執行部として、そのやり方もあると思いますが、例えば冊子を改訂するというような形での中間見直しということは難しいかなと思っています。そういう予定は今のところ検討はされておられません。

ただ、当然計画でございますので、毎年その内容と細かな事業まで進捗管理をして、新たに加わった政策を入れて、そこを踏まえて検証していくという作業を行っております。

それと市町村の方では従来の子ども・子育て支援計画では中間見直しを行っておりまして、それで数量的な計画の見直しなどの管理をしているわけですが、仕組みとしてはそういうものを活用して県としても何か検討できないのかという御指摘だと思っております。

そういう御意見をいただいているということは私どもの方もしっかり受けとめまして、お答えとしては現時点では明確にそういうことは予定してございませんというお答えになってしまいます。

(安部委員長)

確認ですけど、この計画は5年間の計画ってということですか。

(こども未来課)

はい、5年間の計画です。

(安部委員長)

5年計画で、5年経ったら新しい計画をするので、基本的に大きなベースの見直しはないということなんですね。

(こども未来課)

従来の運用の形で言えば、冊子は一旦作ったものを5年間使わせていただいております。県庁内部では今も横断的な会議を置いておりますし、当然それを引き継ぐ後継の、進捗を管理する会議体として推進本部のようなものを置くとします。

またこの審議会でございますけれども、こちらの方でも当然ながら毎年、御報告をさせていただきます、御審議をいただくことを想定しております。

(安部委員長)

湯浅さん、やっぱり5年は長いですか。

(湯浅アドバイザー)

はい、ありがとうございます。冊子の改定という意味では、5年に1度というのは承知しているつもりです。

例えば5年前、ヤングケアラーのことは何も書いてなかった、そういうものを毎年の改定の中で反映させる、施策レベル事業レベルでの盛り込みをやっていくと、これも承知しております。

私が申し上げたのは、例えば3年などを目途に、施策レベルや冊子の書き直しではなく、項目レベルで全体点検をすることで、毎年の改定はどうしても小規模になると思いますので、3年目に少し大きめにしっかり見直そうぐらいの感じでいいと思うんですけど、項目を新たにつけ足したり、施策を盛り込んだりするというようなことを今から想定しておいた方がいいのではないかと、そういう要望ってことなんですけど。

先ほど話題になっていたIに関して、啓発とか、ポータルサイトとか、施策レベルで書いているのはその部分まで、それ以上書けるかということ、なかなか今の時代書けないというのは何となく私も感じますが、3年後だったら何か書けるものができてきているのではないかと、いう予感もあるんですね。この間の動きの速さというか、動き方を見ているとですね。

ですので、そういう意味では、先ほどの意見交換であったように、現場の声としては、色々な委員の声としては、書いて欲しいという意見はある、だけど具体的に何をどう書くかという話になるとなかなか難しい、この状況が3年後だったら変わっているかもしれないという中で、中規模見直してみたいなものを想定しておくというのは、今動き始めている領域であるがゆえに、色々な意味で有効なのではないかと思っておりますので、御検討いただければありがたいです。

(安部委員長)

はい、ありがとうございました。

5年計画で、5年経つ頃にバタバタと計画を見直すのではなくて、中間ぐらいで、特にこの

時代の変化とか、新しい施策、国の方から色々なものが出たりということなので見直したら、という御意見だったと思いますのでぜひ御検討ください。

では3つ目の柱ですね、「きめ細かな対応が必要な子どもへの支援」ということで、それぞれ具体的な施策や課題が挙がっていますが、多分直接関係されている方も多いような気がしますけど。どうぞ、上村さん。

(上村委員)

福岡フリースクールフレンドシップ協議会の上村です、よろしくお願いします。

全体的な話になってしまいますが、僕は子どもの選択肢とか、子どもに選ばせる文言が全くないことにすごく違和感があるんですよ。子どもが何か選んだものを支える社会づくりになるのかなというところに疑問があって、そういう文言が何一つないのが少し嫌だなというのが正直なところ。それが前提としてあるというのがお話したいことの1つ、すごく細かいことを言い出すと本当にきりがいいかなと思いますが。

僕は専門としては「不登校」という部分になっていきますけれども、便宜上なのかどうなのか、いつも文科省もそうですけど、「いじめ」「不登校」「ひきこもり」と並列で記載が並ぶんですよ。

「不登校」と「ひきこもり」が並列で表記されていて、どれだけの保護者が苦しい思いをしているのかということにそろそろ気付いた方がいいのではないかと思います。「うちの子、不登校だからひきこもりになるのかも。」と、この表現だけで思わせるのはマズいのでは？というのが、これまで相談をいくつも受けてきた中で感じていたことです。「なんで不登校になってこれだけ悩まないといけないの。」って、「その先にひきこもりというものが直結するからでしょ。」となるので、ここの表現を少し考えていただきたいなというところが1つ。

あと前回の会議でも少し話をさせていただきましたが、「5 障がいのある子どもへの支援」という部分で、ヤングケアラーのところに含まれるのかなと思って見ていたんですけど、全く出てこないのが、障がい児のきょうだい支援、家族支援の文言が全く出てこない。これがヤングケアラーの中に入るのかどうなのかはわからないんですけども。

これ誰のための計画なのかって考えたときに、わかりやすくそういう文言は入れた方がいいと思うし、そのための事業を考えましょうという話なのかなと思うんですよ。

確認ですが、今出ている(資料4-3)これは、この計画に則った事業を整理して書かれていて、既存事業と新規事業も含まれているという理解でいいですか？

(子ども未来課)

新規事業については、まだ検討していて、まだ(内部で)了解を取れていないものについては入っておりません。

(上村委員)

なるほど、ただここに事業として名前が挙がっているというのは、おそらく予算化の時のプライオリティが変わってくると思うんですよ。となると、僕も先ほど湯浅さんからお話があったとおり、この先5年間の予算のプライオリティがついてしまうというのは非常に危険だと思うので、本当に幅広く拾える文言にしていく必要があるだろうなと感じているところです。

あと、僕は専門的には「不登校」なので、不登校を減らそうとしているのか、認める方向なのか、これでガラッと変わってくるのかなと感じながらお話を聞いていたところです。

(安部委員長)

少なくとも、上村さんは不登校を認める方向ですよ。

(上村委員)

認めないとこの仕事していません。

(安部委員長)

そうですね。1つの選択肢として不登校もあるよという、そのスタンスはこの計画の中には入ってないのではと思いますね。

(上村委員)

意見表明という言葉だけが走っていて、こどもの選択肢をいかに尊重するかという文言が全くないことにすごく違和感があるというのが今のところの正直な感想です。

(安部委員長)

多分、もしかしたらそれが、「こどもの選択肢を保障する社会づくり」みたいな、この計画が福岡県の計画で、その性格上、こどもに対するメッセージではないのかもしれないというのが微妙なところで、本当はこどもに対しても、「こども大綱」か「こども基本法」だったか、こども版がありますよね、そんな形でこどもに直接メッセージを発するというのも考えてもいいのかなと思ったりもしました。

はい、戻ります。「Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援」について、個別にいろいろな問題が出てきていますが、はいどうぞ中村さん。

(中村委員)

すいません、Ⅱの部分の意見になるのですが。

気になった項目は3つで、Ⅱの「3 こどもの生きる力の育成」の「急激に変化する社会の中で」という部分、「6 こどもの新たなチャレンジ～」の「急激に変化する社会の中で、こどもが自立して生き抜くために」という、すごいこどもをイメージされているんですけど、「福岡県でこどもが育つってめちゃくちゃハードル高い」と思ってしまうというところと、もう1つ「9 居場所づくり～」のところもそうなんですけど、「女性の就労拡大に伴い」って書いてあるんですけど、この「現状と課題」の文言ってもう変えられないのかどうかというのを知りたくて。

(安部委員長)

当然変えられると思います。

(中村委員)

こどもも女性も、誰が見ても傷つかない表現にした方がいいのではというのと、これこどもが読んだときに福岡県から出ていきたくなるのではと思ったという意見です。

(安部委員長)

はい、ありがとうございました。「現状と課題」、「政策の方向性」も今回出てきたものなので変えることはできると思います。

他に皆さんのご意見、はいどうぞ、岩丸さん。

(岩丸委員)

障がい者支援センターのくれそんの岩丸と申します、よろしく申し上げます。

先ほど上村委員から意見があった不登校の関係ですけども、私も学校に行かない権利があっ

ていいのではとずっと思っていました。無理やりに学校に行かせることによって、メンタルがやられてしまい、病気が悪化するようなことがあれば、それが1番重たいのかなと思います。

それで、少し戻るんですけれども、居場所づくり、ここが1番大事なのかなと。保護者にも言えない、親にも言えない、また学校の先生にも言えない、誰にも言えない子どもたちが集まって、その中で話ができる大人がいれば、そこで自分の悩みとか色んなことがいえると思います。

次の「児童虐待防止」にもつながっていて、その中でいろいろな家庭の中で、恵まれてなく、親からの虐待があるといったところも、これも児童虐待の未然防止に繋がる、早期発見に繋がりますので、居場所づくりを事務局の方も1番重たく考えていただいて、作っていただきたい。

現在版の寺子屋みたいな形で色々、こども食堂とか児童館とか公民館とか〇〇カフェとかありますよね。これをいかに継続させ、そして身近に置くか、最低各校区に1つは作っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(安部委員長)

どうぞ、上村さん。

(上村委員)

補足になるのか反意になるのかわからないのですが、居場所を作ったときに注意をする必要があるのは、「居場所があるから行きなさい」という圧がかからないようにすることがとても重要ななと思っていて、具体的な施策事業の中に、メタバースで居場所を作るというのがありますけど、これはとても必要な取り組みだろうなと思います。

もちろん、社会的養護など色んな環境があって、家が安心できない子どもたちもたくさんいるとは思いますが、それでもやはり家も居場所の1つだという認識は持っておかないといけないのかなと感じている次第です。

(安部委員長)

はい、吉田さん。

(吉田委員)

里親の立場として、委託解除後の居場所としての里親家庭への支援、これもぜひ施策の中に。子どもがよく帰ってくるんですよ、里親家庭が半分自分の家みたいに思っていますので、そういったところの支援ができるような事業、帰ってきた時に児相に連絡するなりしてどういう支援ができるのかということができたら助かると思いますし、子どもたちも帰って来やすいかなと思います。

それから、Ⅲの「2 社会的養護の充実」で里親推進たくさん挙げていただけていますが、ぜひこの中に里親家庭自体の支援を入れていただきたい。里親委託推進もちろんわかります、そこにいる子どもたちに対しての施策もわかります。しかし、里親家庭というのはその家の子どももいるんですね。自分の子どもと一緒に里子ちゃんも一緒に生活させるわけですから、その子どもたちに対する支援もできるようなことを考えていただけたらありがたいなと思っています。

(安部委員長)

ありがとうございました。はいどうぞ、古賀さん。

(古賀委員)

福岡県スクールソーシャルワーカー協会で理事をしております、古賀と申します。私の立場から意見を言わせていただくと、多くの領域に学校が関わりますが、学校の先生方も過大な業務を抱えられており、日々大変な思いをされていらっしゃると思いますので、あまりにも学校に負担を背負わせないように、社会でどう支えるかということの中核に持っていたいただけたらありがたいというのが1点あります。

また、外部専門家を取り巻く状況として市町村によってかなり差が出てしまうというのが現状かなと思っていて、福岡市は力を入れているところがあって、スクールソーシャルワーカーを70名前後雇用されている一方で、地方、筑豊地区の山奥などになってしまうと、募集をしても集まらないみたいなことになってしまっていて、支援を受けられないこどもたちができてしまっているというのが問題かなと感じております。

また、カウンセラーの方々も今中学校に全校配置しておりますが、小学校に関してはかなりの時間に制限があるような配置をされている中で、小学校の方にもニーズがあるというのはかなり聞くとところもあって、これから連携を深めていくとか、虐待やいじめ等の関係を考えていくっていう中では、このあたりの拡充も計画等に盛り込んでいただけるとありがたいなと思っております。

また、地方差でいうと先の居場所づくり、各種民間団体に関しても、（福岡）市内の状況と、郡部の状況ではかなりの差ができてしまっているのが現状だと思うので、ぜひ人材が集まりにくいような地方の方にもそういったところを作れるような取り組みが盛り込まれていると、非常にありがたいなと感じました。

（安部委員長）

はい、ありがとうございます。他に、はいどうぞ、花田さん。

（花田委員）

花田です。（Ⅲの）「2 社会的養護の充実」に意見表明等支援員の派遣等によるこどもの権利擁護っていう記述があって、これは施設内の権利擁護の整備も同時に進めていかないとあまり意味をなさないの、そこを1つ加えていただけたらなと思っております。

（安部委員長）

はい、安孫子さんどうぞ。

（安孫子委員）

はい、安孫子です。花田委員がおっしゃったところと同じところ、私も思うことがありますので御意見申し上げます。

こどもの権利擁護は意見表明等支援員も担い手の1つではありますが、全体からすると立ち位置としてはかなり部分的な関わりに留まりますので、社会的養護の中でということであれば、措置中のお子さんについては施設あるいは里親さんが権利を図っていくのが基本ですし、一時保護中であれば一時保護所ということがまずベースにあります。そこで、意見表明等支援員も「意見表明」というところに絞ってお手伝いをする、関わっていくという、そういう役割です。

新しい仕組みとして始まったので、そこを施策として打ち出すというのは意味合いとしてわかりませんが、全国でアドボケイトを派遣している現場でハレーションみたいなものが起きやすいのはこのミスリードがベースになっていて、アドボケイトが入ってきて、「何か突きつけられるんじゃないか」みたいな危機感が現場で起きたりして、そもそもそういう役割ではないのですが、そこが誤解されないようにというのは重要なかなと思っています。

こどもの権利擁護というのが全体で、こどもに関わるみんなでやっていくということがわかるような表現に変更していただく方がいいのかなと思いました。

(安部委員長)

はい、そろそろ時間が押してきたんですけども、私27年間北九州市役所の公務員をしていたんですけど、どうしても現状の事業から計画を作っていくという発想になりがちで、ただここで皆さんと議論したのは、本来どうあるべきで、その位置付けのために何が必要なのかということです。事業積み上げていっても目標までいかないんですよ。それだと理想までいかないんで、まずは理想からもう1回考え直すということをお願いできたらいいかなと思いました。

もう1つ、(資料3の)Ⅲの「3 貧困の状況にある～」の「施策の方向」のところの2つ目の「・」に、「支援団体と連携した」というのがあるんですけど、ここだけなんですよね。県の計画ではあるけれども、県だけでやるのではなくて、市町村との連携は時々で出てくる気がするんですけど、今日御参加の皆さんみたいな民間の色んな方の力を合わせて、それこそ県民全体でそして県のいろんな方の力を合わせてこども計画を進めていきたいと思います、県の責任としてというのでもあるんでしょうけれども、県としてはもちろん推進するけれども、県だけが頑張るんじゃなくて、みんなでこどもの権利を守りましょう、こどもを守りましょうという、そういう計画のスタンスが必要なのではないかなと思いました。御検討ください。

では残り10分になりましたけども、資料5の話をお願いできますか。

(こども未来課)

「こどもの意見聴取について」でございます。資料5をお願いいたします。

まず、「1 目的」でございます。令和5年4月に施行されたこども基本法では、第11条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるため、必要な措置を講ずることが義務づけられております。

「2 令和6年度のこども、子育て当事者等への意見聴取」でございます。県では令和6年度のこども等への意見聴取の内容をこども計画における現状と課題や、施策の方向性の整理などに生かすため、ワークショップやウェブアンケート、個別聴取によるこどもや子育て当事者等の意見聴取を実施しております。それぞれ簡単に実施している内容の概要を説明させていただきます。

「① こども・若者ワークショップ」につきましては、7月27日土曜日に福岡市天神において開催いたしまして、県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と、子育て当事者の方を公募で選定し、計30名の方にお越しいただきました。県のこども計画の中項目をもとに、それぞれのライフステージに応じ設定したキーワード群を用意いたしまして、世代別のグループや世代混合のグループで議論していただきました。

「② WEB アンケート」でございますけれども、こちらも県内在住の小学生から29歳までのこども・若者と子育て当事者を無作為に抽出いたしまして、有効回答数計2,000サンプルを目標に実施中でございます。こども計画の4つの柱をもとに設定した設問に対し、回答を収集しているところでございます。

「③ 個別聴取によるこどもの意見聴取」でございますけれども、きめ細かな対応が必要なこども等に対しては、各種施設への直接訪問等により、児童福祉司や施設等職員のサポートをいただきながら実施しているところでございます。また、こども等に関する支援団体のスタッフの皆様方にも、普段関わりのあるこどもたちの意見を代弁していただきまして、意見聴取を行っております。

今回、まだ取りまとめ中でございまして、（意見に対する）具体的な対応案についてのお示しはできません。

「3 今後の予定」について、こどもの意見のこども計画への反映結果につきましては、国の取組を参考し、要約した意見についての計画への反映結果を分類し、第3回の委員会の議題とさせていただきたいと考えております。実施状況の概要と途中経過の報告、説明は以上でございます。

（安部委員長）

はい、ありがとうございます。皆さんの方で質問とかありますか。

（湯浅アドバイザー）

参考までにということで1点教えていただきたいのですが、①のワークショップ、これ30名の公募をしているよという、この周知はどのようなルートで行われましたか。

（こども未来課）

教育委員会へ御相談して学校を通じてこどもたちへアプローチするという方法が1つ。また、こどもの保護者に対しては、ホームページに掲載する等の方法で周知をしました。

（湯浅アドバイザー）

それは、県下全部の小中学校、高校で全校生徒に配ったということですか。

（こども未来課）

各学校に1枚ずつチラシをお渡しして、それを掲示していただくなどの方法で、手を挙げていただいたということです。

（湯浅アドバイザー）

なるほど、ちなみにこの30名の公募枠に何人の御応募がありましたかね。

（こども未来課）

合計ということですかね。

（湯浅アドバイザー）

はい、合計で結構です。

（こども未来課）

ざっくりした記憶ではございますけど、倍近くはあったかと思えます。それぞれ応募された方に、ワークショップへの意気込みとか、自分が普段考えてあることとか、そういったものをコメントいただくような設定をしておりました。その中で、こちらで選別させていただいたり、当日の御都合等々で最終的にこの30人になったというところですよ。

（湯浅アドバイザー）

はい、ありがとうございます。

（安部委員長）

他に、どうぞ。

(小坂委員)

質問と意見になるんですけど、「こども基本法」の条文が書かれている部分に、「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては」と書いてあって、今回こども計画の策定のために意見を聴いていると思うんですけど、今後実施と評価にあたってどのようにこどもの意見を聞いていこうと考えておられるかをまずお聞きしたいんですけど。

(こども未来課)

こども未来課でございます。

この3本立てでございますけれども、スキームとしては来年度以降もこの形で実施していく予定にしております。具体的な策定にあたってのシーズというか、種な形で、こどもたちの意見を年度初めに①ワークショップ、③意見聴取で出た内容を踏まえて、新たな事業の検討の材料として使っていきたいと考えております。

実施にあたって既にやっている部分の実施評価に関しては、ウェブアンケート等も活用しながら、今実施している事業の中で今後見直す点、進捗の内容等を踏まえて改良すべき点がないかといったことをウェブアンケートで聴いていくというようなことを、今のところ検討しているところでございます。

(小坂委員)

先ほど中間見直しの御意見出ていましたけど、この計画の評価は毎年どの審議会で報告することになるんですかね。

これは意見なんですけど、そういう報告の場があるのであれば、ぜひその場にこどもからの意見も出していただくようにしていただきたいなと思います。

(こども未来課)

少なくとも条例では本体審議会はずっと継続していくことを予定しております。

それに付随した委員会等の形が来年度以降どうなるかは未定の部分でございますけれども、審議会の中でこどもの意見等の状況等を踏まえて、報告させていただきご審議いただく形で運営していきたいと考えております。

(安部委員長)

はいそろそろ時間です。湯浅さん最後に、今日の流れの中で、助言なりがありましたらお願いします。

(湯浅アドバイザー)

何といっても本当にここまで、事務局の皆さんご苦労さまでした、大変だったかと思います。

さっき話したこととある程度繰り返しになりますが、今日委員の皆様からも大変貴重な御意見があって、盛り込んでいこうと思ってると思いますが、委員長もおっしゃられましたけども、現状からの積み上げ式でやっていくには、動きが早いテーマなので、5年後を十分見通すというのが非常に難しいだろうと感じています。

そういう意味では、中間見直しの話もしましたし、最後御意見も出ていましたが、策定後のプロセスをなるべく充実させる5年の過ごし方も、あわせてお考えいただけたらありがたいということを申し上げておきたいと思います。

ありがとうございました。

(安部委員長)

はい、ありがとうございました。それでは最後、原田課長に挨拶をお願いします。

(こども福祉課)

こども福祉課の原田でございます。皆様限られた時間の中大変貴重な御意見ありがとうございました。アドバイザーの湯浅様にも、大変貴重な御助言をいただきまして重ねてお礼申し上げます。

本日の御意見につきましては、冒頭申し上げましたが11月1日に開催する第2回こども審議会で報告させていただきます。報告にあたりましては、こども福祉課で報告書の案を作成いたしましたし、その内容を委員の皆様にお送りさせていただいて、確認・御意見をいただいた上で取りまとめの上、安部委員長に確認をお願いしたいと思っております。

委員の皆様には10月21日、来週月曜日を目途に、こども福祉課の方からメールで御連絡をさせていただきますので、御確認の上、御意見等賜りますようお願い申し上げます。

今後は、別の専門委員会等ございまして、11月1日のこども審議会等での御意見を踏まえながら、こども計画の具体的な施策を検討いたしまして、第3回の専門委員会で、皆様方の御意見をいただく予定としております。

委員会の日程につきましては、改めて、事務局からお知らせをいたしますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます本日はありがとうございました。

(司会)

安部委員長、本日はありがとうございました。

それではこれもちまして、第2回福岡県こども審議会こども福祉専門委員会を終了いたします。ありがとうございました。